

国民保護業務計画

平成18年12月

庄内中部ガス株式会社

国民保護業務計画

目次

第1章	総則	
1	目的	1
2	適用範囲	1
3	国民保護措置の実施に関する基本方針	1
4	想定する事態	1
第2章	組織及び社外機関との協調体制	
1	組織体制	2
2	社外機関との協調	3
第3章	教育及び訓練	
1	教育	3
2	訓練	3
第4章	準備	
1	指定工事店との協定	3
2	外部応援隊のための準備	3
第5章	武力攻撃災害への対処	
1	被害情報の収集及び報告	4
2	応急の復旧	4
3	他事業者との協力	4
第6章	広報活動	4

第1章 総 則

1 目 的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第36条第1項及び第182条第2項並びに政府が策定する国民の保護に関する基本指針に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の内容及び実施方法並びに生活関連等施設の安全確保のための措置を定め、その的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

- (2) この計画を実施するにあたり、武力攻撃事態が発生する恐れがある場合又は武力攻撃事態が発生した場合（以下「非常事態」という。）の組織体制や広報等については、地震・洪水等非常事態における対策要領（以下「対策要領」という。）に準じて対処する。

2 適用範囲

この計画は、当社の供給区域内について適用する。

なお、当社の供給区域外からの応援要請を受けた場合も、この計画を準用する。

3 国民保護措置の実施に関する基本方針

この計画において、特に以下の点に留意し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを基本方針とする。

(1) 国民保護措置に関する情報提供

新聞、放送、インタ-ネット等のほか、それぞれの広報手段を活用して迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努める。

(2) 国民保護措置を行う関係機関相互の連携協力の確保

国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努める。

(3) 国民保護措置の実施方法等に関する自主性

国民保護措置を実施するに当たって、その実施方法等については、山形県及び関係公共団体から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断する。

(4) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

国民保護措置の内容に応じ、山形県及び関係自治体から提供される武力攻撃の状況その他必要な情報のほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、山形県、関係自治体から生活関連等施設の管理者に対し、その管理に係わる生活関連等施設の安全確保措置の実施要請が出された場合には、山形県及び関係自治体からの当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を入手すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者の安全確保に十分に配慮する。

4 想定する事態

この計画で想定される事態は、武力攻撃事態及び緊急対処事態とする。

(1) 武力攻撃事態

この計画で、想定される武力攻撃事態を以下の4種類とする。これらの事態は、複合して起こることも想定される。

種 類	特 徴
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定
弾道ミサイル攻撃	発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾
航空攻撃	弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、攻撃目標を特定することは困難

(2) 緊急処理事態

この計画では、想定される緊急処理事態を以下のとおりとする。なお、緊急処理事態への対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定される。

(ア) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(イ) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

第2章 組織及び社外機関との協調体制

1 組織体制

非常事態の組織は以下のとおりとする。

(1) 体制の区分

非常事態の体制は以下の区分による。

非常事態の情勢	体制の区分
<ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃事態の発生が予測される場合 山形県又は関係自治体に武力攻撃事態等対策本部が設置された場合 	第1次 国民保護体制
<ul style="list-style-type: none"> 数時間以内に武力攻撃事態の発生が予測される場合 武力攻撃等により当社施設が被害を受けた場合 武力攻撃等により当社供給区域にて供給支障が発生した場合 	第2次 国民保護体制

(2) 組 織

非常事態の場合は、対策要領に準じて対策本部を設置する。

(ア) 第1次国民保護体制の場合の組織は、「対策要領」 初動措置 3-(3) 災害対策本部の組織の内、情報班、製造班及び供給班で構成する。

(イ) 第2次国民保護体制の場合の組織は、「対策要領」 復旧体制 1-(3) 災害対策本部の組織の内、当社施設の被害状況等により必要な班で構成する。

(3) 職員の自動動員

勤務時間外等で山形県又は関係自治体に武力攻撃事態等対策本部が設置されたことをテレビ又はラジオ等で知った場合、職員は自動的に動員命令を受けたものとして事業所に出動する。

(4) 非常体制の発令及び解除

(ア) 山形県又は関係自治体に武力攻撃事態等対策本部が設置された場合、社長は体制を発令する。ただし、社長が不在の場合は、代理者が発令する。

(イ) 本部長は、武力攻撃災害の発生の恐れがなくなった場合又は武力攻撃災害復旧が進行して必要がなくなった場合には非常体制を解除する。

2 社外機関との協調

下記の機関とは、平素から相互の連携体制の整備に努める。

(1) 山形県及び関係公共団体との協調

山形県及び関係自治体の国民保護協議会等の場を活用し、情報の共有化を図るものとする。

(2) 防災関係機関との協調

警察、消防署等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携を整備しておく。

(3) 他ガス事業者との協調

他ガス事業者等と協調し、要員、資材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

(4) 情報の収集・連絡

武力攻撃事態等においては、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関等への提供を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。

第3章 教育及び訓練

1 教育

武力攻撃災害に関する意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、職員等関係者に対する教育を実施する。

2 訓練

訓練は、保安規程に基づき毎年一回以上実施する保安訓練との連携で行う。また、山形県及び関係自治体等が実施する訓練には積極的に参加する。

第4章 準備

1 指定工事店との協定

指定工事店に対し復旧に必要な要員、車両、資機材の確保と応援をあらかじめ協定しておく。

2 外部応援隊のための準備

武力攻撃等による大規模な供給支障が発生した場合の応援隊受入れに備え、宿泊施設等の

候補をあらかじめ調査しておく。

第5章 武力攻撃災害への対処

1 被害情報の収集及び報告

被害が発生した場合、ガス設備のみならず家屋、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする供給区域全般の被害情報の収集及び確認に努め、速やかに山形県及び関係自治体に報告または連絡する。

2 応急の復旧

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

3 他事業者との協力

自社のみでの早期復旧が困難であると考えられる場合には、対策要領に準じて応援要請をする。

第6章 広報活動

災害発生に伴うガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了後は、「対策要領」 広報活動に準じて需要家、報道機関に対し広報活動を行う。

平成 18年 12月 18日 制定